

News Release

2019年7月1日



大阪府・大阪市 IR 推進局 高校生向けギャンブルリーフレット 配布差止訴訟第2回公判に向けて

IR カジノを推進している大阪府・大阪市 IR 推進局は、昨年、大阪府内の高校生三年生と支援学校の生徒に対し、「ギャンブル」を娯楽と明記し、ギャンブルに対して誤った事実を伝え、賭博行為を肯定させるリーフレットを配布しました。

大阪カジノに反対する市民の会では、このリーフレットは、刑法で賭博は禁止されていることに全く言及しないなど重大な瑕疵があると判断。住民監査請求を経て、現在、住民訴訟を提訴し、公判中です。

本リリースは、去る5月24日に行われた第一回公判のご報告とともに、来る7月9日の第2回公判に向けた本会の主張を広く知っていただきたく配信いたします。

【リーフレットの問題点】

・賭博を娯楽と説明する誤った事実の伝播

リーフレットでは、「ギャンブルは、生活に問題が生じないよう金額と時間の限度を決めて、その範囲内で楽しむ娯楽です」と記載。「ギャンブルは法律で禁止されている」ことは記載せず、ギャンブルは合法であると誤解させるよう誘導しています。

・教育的見地が欠けている

世の中には合法であっても奨励しないものがあります。たとえば、性産業を意味する風俗は教育上の観点から奨励されることはありません。ギャンブルも同様で、たとえ合法化されていても、法の精神および日本の伝統的なモラルを勘案すれば、むしろ“しないように”指導すべきものです。

・ギャンブルの弊害についての認識が甘い

ギャンブルは依存症だけでなく、犯罪の助長や家庭崩壊、地域の荒廃などさまざまな弊害を引き起こしていますしかし、リーフレットの記述はきわめて不十分です。地方自治体は、ギャンブルの弊害を防ぐのが本来の使命であり、本リーフレットはそれとは逆に、社会災害をばらまいています。

【第1回公判での本会会長西澤信善の意見陳述】

第1回公判では、本会代表の西澤信善が住民を代表して、意見陳述を行いました。趣旨は下記の通りですが、詳細につきましては、以下の Web ページでご覧いただけます。また、本住民訴訟のこれまでの経過につきましても、下記からご確認いただけます。

<http://nocasino.net/category/report/leaflet/>

「監査委員会のこのリーフレットは「将来、ギャンブルにのめり込まないため」のものであるから問題ないという判断は、法律の禁止規定を見落とすという重大な過ちを犯している。すなわち、賭博は特別法で認められた公営ギャンブルを除き、刑法で禁止されていることを明確に伝えなければならない。また、教育上の見地からは勤労勤勉思想を説き、賭博の弊害や危険性について警鐘を鳴らさなければならない。それゆえ、監査委員会の却下の判断は極めて不当なものであるといわざるをえない。」

【第2回公判に向けて】

大阪府・大阪市 IR 推進局のリーフレットの配布は、タイトルこそ、「将来、ギャンブルにのめり込まないために」となっていますが、その内容はギャンブルの違法性や犯罪との関連、また依存に対する認識の甘さ、賭博の持つ反社会性に対する説明を欠いています。

IR・カジノを推進する立場にある部局が教育機関に、教育的配慮を欠いた、また内容に欠陥のある印刷物を配布したり、このような啓発活動を行うことは認められません。

今後、本会はさまざまな活動を通じて、本訴訟の提起している問題点を広報し、ギャンブルやカジノ設置の危険性について啓発していきます。

第2回公判

2019年7月9日 火曜日 午前11時00分

大阪地方裁判所

本件に関するお問合せ先

大阪カジノに反対する市民の会事務局

info@nocasino.net

電話 06-6852-0029

<https://nocasino.net/>